

平成21年 2月10日

介護事業者各位

浦安市健康福祉部介護保険課長 及 川 力

「訪問介護員による散歩の同行」に関する浦安市の考え方について

余寒の候、貴社におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について本市では、歩行機能の向上や低下防止、ひきこもり解消等のために「外出介助」として、適切なケアマネジメントに基づき、日常生活上の必要性をケアプランに位置付けることを前提に、介護報酬の算定ができるとしてきていますところですが、「散歩」という言語につきましては、その言葉の持つ意味が「気晴らしや健康のためにぶらぶら歩くこと。散策。（広辞苑より）」でありますことから、趣味趣向が強いと認識し、不適切な表現としてきたところがございます。

しかしながら、平成20年12月に示されました国の見解を踏まえ、本市における「訪問介護員による散歩の同行」にについて、次のとおりといたしますので、介護保険事業者の皆様方におかれましては、今後、適切にお取り扱いいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、このことに関する疑義等ございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡いただきますようあわせてお願いいたします。

= 「訪問介護員による散歩の同行」に関する取り扱い =

「散歩」については、利用者の日常生活を営む上での必要な機能（ADL）の向上の観点から、適切なケアマネジメントに基づき、必要性がケアプランに位置付けられ、かつサービス担当者会議において了承を得ていることを前

提に、訪問介護員により利用者の安全性を確保しつつ常時介助できる状態にある場合について、介護報酬の算定を認める。ただし、単に趣味趣向を目的とした「散歩」については、算定することができない。

具体的には、歩行機能の向上や低下防止、ひきこもり解消等のために行われる、居宅周辺や近隣の公園等への短時間の「散歩」であって、通所介護等の他のサービスではニーズを充足できない特別な理由がある場合とする。

なお、特別な理由については、ケアプランに記載することとする。

また、「散歩」導入後は、短期目標として設定した期間ごとに、サービスの継続性や必要性、他の介護保険サービスへの利用移行について検討し、ケアプランに記載することとする。

問い合わせ先 浦安市健康福祉部介護保険課
担当：給付係 植草・藤平
電話047-351-1111 内線1173